

# 平成25年度 使用料、手数料等の見直しについて

## 1 使用料、手数料等の見直しの経緯

### ◇遠野市健全財政5ヵ年計画

…受益者負担の公平という観点から3年毎に見直し

○第1次見直し(H19)

**19件を見直し**

…窓口手数料など

○第2次見直し(H22)

**3件を見直し**

…斎場使用料など

### 【平成25年度(第3次)使用料、手数料等の見直しの基本方針(H25.7.1)】

#### 〈基本方針の3本柱〉

- 1 受益者負担割合の算出(公平性)  
「基礎調査」と「状況調査」で把握
- 2 多面的な視点からの検討(公正性)  
社会情勢の変化への対応
- 3 情報公開の実施(公開性)  
関係団体からの聴取の実施

#### (見直しの検討)

6月	基礎調査 … 基本情報の収集 状況調査 … 各課の考え方集約
7月	<b>基本方針</b>
8月	
1月	1/21 政策会議

## 2 使用料及び手数料の見直し(案)

**25の条例** 96件の公共料金（80施設の使用料と16サービスの手数料）を見直し

### ◆平成26年3月遠野市議会定例会に提案

… 2つの一括条例案と2つの個別条例案(うち1つは、議決済)

区分	条例数(施設、サービス)	備考
(1) 消費税率引上げに伴うもの	<b>23条例*</b> (74施設、14サービス)	消費税を転嫁 ただし、上下水道の 基本使用料は据え 置きとする。
① 上下水道料金	3条例(3施設)	
② 会議室、運動施設等	8条例(56施設)*	
③ 観光施設等	7条例(12施設)*	
④ その他	7条例(3施設、14サービス)*	
(2) 市営駐車場料金の統一	<b>4条例*</b> (4施設)	使用料の見直し 消費税は課税
(3) 高齢者等在宅福祉サービス 手数料の見直し	<b>1条例</b> (2サービス)	手数料の見直し 消費税は非課税
(4) 牧野使用料(舎飼分)の改正 12月市議会で議決済	<b>1条例</b> (2施設)	使用料の見直し 消費税は課税
計	<b>25条例*</b> (80施設、16サービス)	

\* (1)の①②は、遠野市民センター条例が重複、③④は、遠野市立博物館条例が重複

\* (2)の4つの条例は、すべて(1)と重複

検討結果

### 使用料等を据え置くもの

#### 学校給食費及び保育料(購入材料費相当分)

→『子育てするなら遠野』を推進するための施策として、給食費及び保育料を据え置く。



#### ケーブルテレビ加入金及び使用料

→市内の情報共有と情報格差の解消を図るため、加入金及び使用料は据え置く。



### 3 使用料及び手数料の見直し(案)の内容

#### (1) 消費税率引上げに伴うもの … 23 条例 (74 施設、14 サービス)

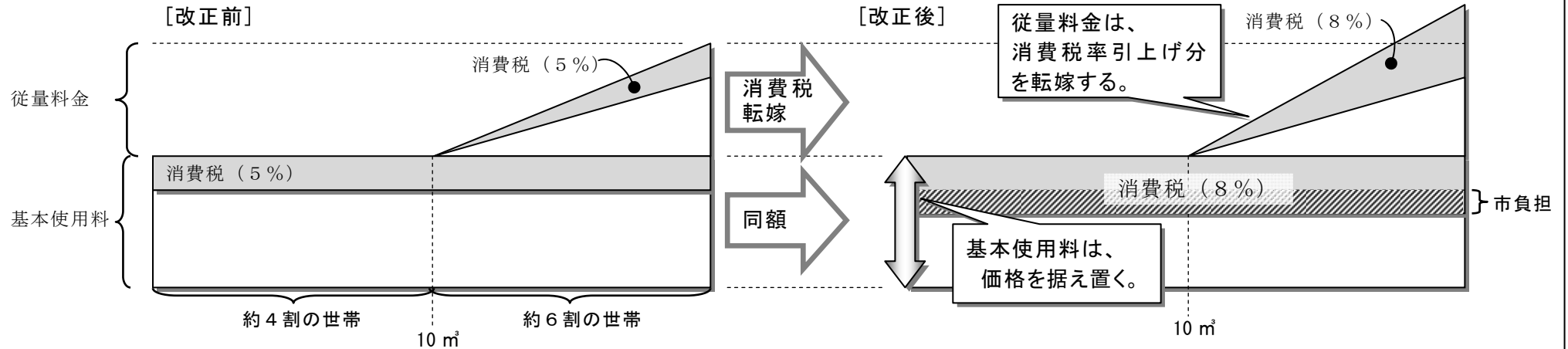
##### ① 上下水道料金 … 3 条例 (3 施設)



#### (基本的な考え方)

消費税率引上げに対し、市民生活に直結する上下水道料金は、対象世帯に少ない負担を求める。  
対象世帯が負担する**基本使用料を据え置き**とし、**従量料金(使用量比例分)のみ消費税率引上げ分を転嫁**する。

#### (上下水道使用料の改正イメージ)

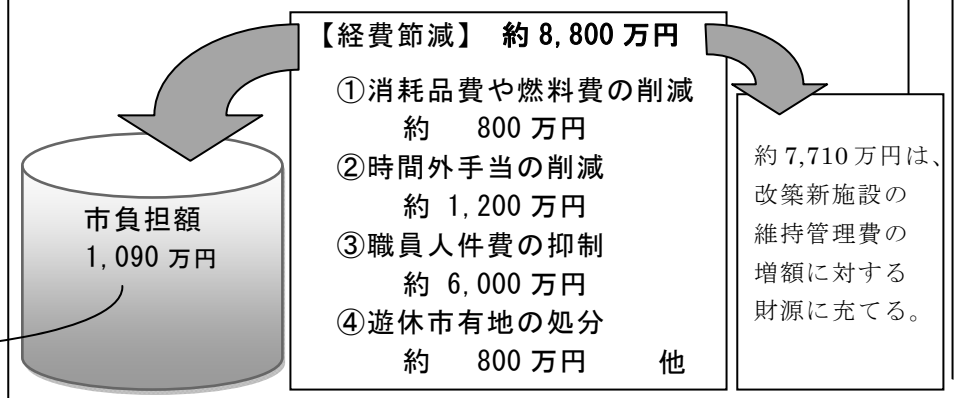


#### (根拠条例及び受益者負担の試算額)

条 例	市民と市の負担額 (標準家庭負担額)
<b>遠野市水道事業給水条例</b> (口径 20mm、水量 20 m <sup>3</sup> )	
上段 市負担額	880 万円の増
下段 市民負担額	850 万円の増 (60 円/月の増)
<b>遠野市下水道条例</b> (水量 20 m <sup>3</sup> )	
上段 市負担額	200 万円の増
下段 市民負担額	200 万円の増 (30 円/月の増)
<b>遠野市農業集落排水施設条例</b> (認定汚水量3人、水量18 m <sup>3</sup> )	
上段 市負担額	10 万円の増
下段 市民負担額	8 万円の増 (24 円/月の増)
<b>計</b>	
上段 市負担額	1,090 万円の増
下段 市民負担額	1,058 万円の増

#### ※市の負担額の増額への対応

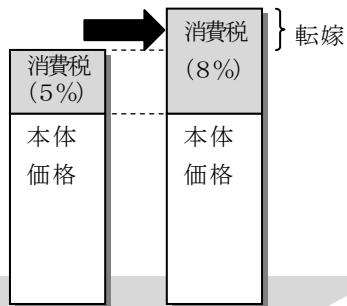
健全財政 5 ヵ年計画に基づき経費節減を実施し、一般財源の負担に充てる。



- ② 会議室、運動施設等 … 8 条例 (56 施設) \*
- ③ 観光施設等 … 7 条例 (12 施設) \*
- ④ その他 … 7 条例 (3 施設、14 サービス)

消費税率引上げに伴う消費税分のみ転嫁する。

条例改正にあたっては、一括条例による提案とする。



## ② 会議室、運動施設等

8 条例 (56 施設)

遠野市民センター条例 *	市民会館施設 公民館施設 運動施設 (体育館、サッカー場、 プールなど)
遠野市立学校施設使用に関する条例	学校施設
遠野市清養園保養センター条例	スケート場(貸靴)
遠野市森林総合センター条例	会議室等
遠野市都市公園条例	運動公園
遠野市立図書館条例	視聴覚ホール ゆうYOUソフト館
遠野市まらおこしセンター条例	会議室等
遠野市総合食育センター条例	会議室等

**利用者負担額 約 20 万円の増**

### 利用例

市民センター  
市民体育館を  
個別利用する場合 (使用料)

[現行] 一般 (2 時間)

2 1 0 円



[改正後] 2 2 0 円



## ③ 観光施設等

7 条例 (12 施設)

遠野市民センター条例 *	あえりあ遠野 伝承園
遠野ふるさと村条例	遠野ふるさと村
遠野市たかひろ水光園条例	たかひろ水光園
遠野市かしわざいだいら交流施設条例	優遊プラザ ふるさと交流館 コテージランド ふれあい交流広場
遠野市立博物館条例 *	まちなかギャラリー 蔵の道ギャラリー
遠野市寺沢高原レクリエーション施設条例	寺沢高原
遠野市観光交流センター条例	観光交流センター

**利用者負担額 約 300 万円の増**

遠野ふるさと村  
入材料 (使用料)

[現行] 大人

5 2 0 円



[改正後]

5 4 0 円



## ④ その他

7 条例 (3 施設、14 サービス)

遠野市手数料条例	し尿収集運搬手数料
遠野市国民健康保険診療施設使用料及び手数料条例	諸証明文書料 (診断書など)
遠野市道路占用料徴収条例	道路占用料 (1 月未満)
遠野市営駐車場条例	穀町駐車場 (定期利用)
遠野市立博物館条例 *	蔵の道ギャラリー 駐車場(定期利用)
遠野市消防手数料条例	危険物規制事務 手数料
遠野市堆肥センター条例	処理手数料

**利用者負担額 約 300 万円の増**

診療所  
健康診断書 (文書料)

[現行] 個人 1 通

2, 1 0 0 円



[改正後]

2, 1 6 0 円



\* 遠野市民センター条例が②③に重複

\* 遠野市立博物館条例が③④に重複

## (2) 市営駐車場料金の統一

… 4 条例 ( 4 施設)

複雑な料金体系、  
そして、駐車場によって、  
料金が異なる。

### 現在の中心市街地の市営駐車場料金

駐車場	車種	30分まで	1時間まで	1時間以上	夜間
遠野駅前	全車種	無料	100円	30分ごと 50円	21:00～8:00 520円
	普通車	—	150円	1時間ごと 70円	22:00～8:00 470円
市民会館等 (市民センター)	普通車以外	—	310円	1時間ごと 70円	22:00～8:00 470円
	普通車	—	150円	1時間ごと 70円	—
観光交流センター	全車種	—	150円	1時間ごと 70円	—
とおの物語の館	普通車	—	150円	1時間ごと 70円	22:00～8:00 470円
	普通車以外	—	310円	1時間ごと 70円	22:00～8:00 470円

### 改正案

■ 普通自動車  
30分まで 無料  
1時間まで 160円  
以降30分ごとに 40円

■ 普通自動車以外  
30分まで 無料  
1時間まで 320円  
以降30分ごとに 40円

※いずれも夜間料金は、廃止する。  
(ただし、あえりあ遠野宿泊客は、1泊500円)



## (3) 高齢者等在宅福祉サービス手数料の見直し

… 1 条例 ( 2 サービス)

外出支援サービスや生活管理指導短期宿泊事業の手数料を見直し



遠野市高齢者等在宅福祉条例の一部改正

見直しの  
内容

- ① 外出支援サービス事業手数料  
250円/回を500円に見直し
- ② 短期宿泊事業手数料  
500円/回を700円に見直し

## (4) 牧野使用料(舎飼分)の改正

… 1 条例 ( 2 施設)

### 改正済

公共牧場の再編整備を機に、キャトルセンターの使用料を設定 → 遠野市営牧野条例 (平成25年12月遠野市議会定例会で議決済)

## 4 一括条例での提案を予定している関係条例一覧

### (1) 消費税率引上げに伴うもの

#### 「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の関係条例一覧

No.	条例名	条例番号	改正概要	使用料改定趣旨	消費税引上げによる使用料改定案算定時の端数処理等	担当課等
1	遠野市民センター条例	H17-15	市民センター施設の使用料の改定（駐車場使用料は別途改正）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	市民協働課 商工観光課
2	遠野市手数料条例	H17-82	し尿の収集運搬手数料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	環境課
3	遠野市立学校施設使用に関する条例	H17-85	市立学校施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	生涯学習スポーツ課
4	遠野市清養園保養センター条例	H17-103	保養センター施設使用料、備品使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	清養園クリーンセンター
5	遠野市国民健康保険診療施設使用料及び手数料条例	H17-109	・使用料及び手数料の改定 ・一部処置の名称変更（フレキシサイト義歯→弾性義歯）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	保健医療課
6	遠野市森林総合センター条例	H17-116	森林総合センター使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	林業振興課
7	遠野ふるさと村条例	H17-126	ふるさと村使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
8	遠野市たかむろ水光園条例	H17-127	たかむろ水光園使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
9	遠野市寺沢高原レクリエーション施設条例	H17-129	寺沢高原レクリエーション施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
10	遠野市かしわざいだいら交流施設条例	H17-130	かしわざいだいら交流施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
11	遠野市道路占用料徴収条例	H17-131	1月未満の占用に係る占用料の改定	消費税増税分の引上げ	別表備考中「100分の105」を「100分の108」に改正	建設課
12	遠野市都市公園条例	H17-139	公園施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	都市計画課 市民協働課
13	遠野市営駐車場条例	H17-140	穀町駐車場使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	管理情報担当
14	遠野市下水道条例	H17-142	使用料の改定（算定基礎となる1人1月当たりの単価は改定なし）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて小数点以下切捨て	水道事務所
15	遠野市農業集落排水施設条例	H17-144	使用料の改定（算定基礎となる1人1月当たりの単価は改定なし）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて小数点以下切捨て	水道事務所
16	遠野市水道事業給水条例	H17-149	水道料超過料金の改定（基本料金は改定なし）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて小数点以下切捨て	水道事務所

No.	条例名	条例番号	改正概要	使用料改定趣旨	消費税引上げによる使用料改定案算定時の端数処理等	担当課等
17	遠野市消防手数料条例	H17-156	消防事務手数料の改定	消費税増税分の引上げ	一部改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令と同額	保安施設課
18	遠野市立図書館条例	H20-38	市立図書館施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	文化課
19	遠野市立博物館条例	H20-39	蔵の道ギャラリー、まちなかギャラリー使用料の改定（駐車場使用料は別途改正）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	文化課
20	遠野市堆肥センター条例	H20-44	処理手数料の改定（堆肥販売価格は規則改正で対応）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	農家支援室
21	遠野市観光交流センター条例	H23-16	観光交流センター施設使用料の改定（駐車場使用料は別途改正）	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
22	遠野市まちおこしセンター条例	H23-23	まちおこしセンター施設使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	商工観光課
23	遠野市総合食育センター条例	H25-3	総合食育センター使用料の改定	消費税増税分の引上げ	現行額を105で除し、108を乗じて10円未満切上げ	総合食育推進課

## (2) 市営駐車場料金の統一 「遠野市営駐車場条例等の一部を改正する条例」の関係条例一覧

No.	条例名	条例番号	改正概要	使用料改定趣旨	駐車場使用料の改定内容	担当課等
1	遠野市民センター条例	H17-15	市民センター施設の駐車場使用料の改正	市営駐車場使用料を統一	30分未満 無料 1時間まで 160円 1時間を超え30分までごとに 40円	市民協働課
13	遠野市営駐車場条例	H17-140	遠野駅前駐車場使用料の改定	市営駐車場使用料を統一 定期利用使用料を改定	30分未満 無料 1時間まで 160円 1時間を超え30分までごとに 40円 定期利用 1月 5,400円	管理情報担当
19	遠野市立博物館条例	H20-39	とおの物語の館、蔵の道ギャラリーの駐車場使用料の改正	市営駐車場使用料を統一	30分未満 無料 1時間まで 160円 1時間を超え30分までごとに 40円	文化課
21	遠野市観光交流センター条例	H23-16	観光交流センター駐車場使用料の改正	市営駐車場使用料を統一	30分未満 無料 1時間まで 160円 1時間を超え30分までごとに 40円	商工観光課

※No.の各番号は、「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の関係条例一覧と同一のものを用いている。